

## 高松市立学校教育実習取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における教員養成の重要性に鑑み、高松市立学校（幼稚園及び高等学校を除く。以下「学校」という。）における教育実習生の受入れに関し必要な事項を定めることにより、教育実習の適切かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 高松市教育委員会（以下「委員会」という。）は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく普通免許状の取得のために必要な教育実習を行う大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関（以下「大学等」という。）からの申請により、学校の教育課程の実施に支障のない範囲において、次に掲げる要件をいずれも満たす学生を教育実習生として受け入れることができる。

- (1) 原則として教育実習を受けようとする学校を卒業・修了していること。ただし、当該学校においてボランティア等の活動を積極的に継続して行っており、当該学校の長が教育実習生として受け入れることを認める場合は、この限りでない。
- (2) 教育実習の期間中は、教育実習に専念できるものであること。
- (3) 教員を志望し、教員採用選考試験を受ける予定であること。
- (4) 一般教育科目並びに教科及び教職に関する専門科目のうち、教育実習の前に履修することが望ましいものについて、一定の単位数を修得していること。
- (5) 授業構想、学習指導案その他教員としての基本的な心構え等の教育実習のための指導を事前に十分に受けていること。
- (6) 麻しんの抗体を有していることについて、医師の確認を得ていること。
- (7) 赤痢菌、サルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌に関する検便検査を教育実習を開始する日から遡って2週間の間に受け、いずれも保菌していないことについて、医療機関の確認を得ていること（栄養教諭の免許状の取得のために教育実習を受けようとする学生に限る。）。

(8) 勤務している学生については、その事業主等から教育実習についての了解を得ていること。

(教育実習生の服務)

第3条 教育実習生は、当該教育実習について、委員会及び教育実習を受けようとする学校の長の指導及び指示に従わなければならない。

2 教育実習生は、個人情報の取扱いに留意するとともに、教育実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。

(教育実習生の受入れの中止)

第4条 委員会は、教育実習生が前条の規定に違反したときは、教育実習生としての受入れを中止することができる。

(教育実習期間中の事故等)

第5条 大学等は、教育実習の期間中に当該教育実習生に事故又は事件が発生した場合は、誠実にその処理に当たらなければならない。

2 前項の場合において、大学等は、必要に応じて委員会及び学校と協議をするものとする。

(実費の負担)

第6条 大学等は、教育実習に係る実費として、教育実習生1人につき1日当たり700円（高松市立学校の管理運営に関する規則（昭和33年高松市教育委員会規則第6号）第3条第1項に規定する休業日を除く。）を負担し、委員会に支払わなければならない。

2 教育実習生は、給食費を負担し、学校に支払わなければならない。

3 既納の実費及び給食費は、教育実習受入れ先の学校の都合により教育実習を取り止めた場合を除き、返還しない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長及び教育実習生の受入れをする学校の長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。